

プラセンタ注射剤（ラエンヌック、メルスモン）使用歴を有する方への献血制限撤廃について

令和8年1月19日付にて
厚生労働省医薬局血液対策課より
以下のとおり周知依頼がございました。

プラセンタ注射剤の献血制限については、平成18年10月来、その使用歴を有する方から献血を恒久的に制限してきたところです。

この度、先日14日の省内調査会*において、国内外におけるクロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の感染状況、国内における感染リスクの評価結果及び諸外国における献血制限の状況等を総合的に勘案した結果、現行の制限を撤廃することで同意が得られ、**今年秋頃の撤廃**を目指し、準備を進めていくこととなりましたので報告申し上げます。

*[薬事審議会血液事業部会令和7年度第2回安全技術調査会資料 | 厚生労働省](#)
→方針の詳細は資料1-1をご参照

今後、日本赤十字社において、撤廃に向けた体制整備を実施するとともに、該当者への周知がくまなく至るよう取り組みを進めていく所存です。

当省のHP上で運用するQ&Aの更新や日本赤十字社における啓発内容等につきまして、
適宜共有させていただきますので、必要に応じてご参照ください。

詳細については、下記宛お問い合わせください。

【お問い合わせ先】
厚生労働省 医薬局
血液対策課 血液安全係 春田様
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL : 03-5253-1111 (内線 2914)
03-3595-2395 (直通)
FAX : 03-3507-9064
E-mail : haruta-kazuma.5b3@mhlw.go.jp
(★を@に変更してください)

以上